

舞 鶴 総 第 50 号

平成 29 年 5 月 30 日

舞鶴市議会議長
上 野 修 身 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 6 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

平成 29 年 5 月 24 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方自動車の修理に要する費用のうち 70 パーセント相当額(181,440 円)は、舞鶴市が負担する。

2 事件の概要

相手方自動車が市道を走行中、市の管理瑕疵により生じた道路端の段差に接触し、損傷した。

3 発生年月日

平成 28 年 10 月 3 日

4 発生場所

舞鶴市字行永地内

市道行永 1 号線

専決第 7 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

平成 29 年 5 月 24 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方の治療費、休業損害、慰謝料等に係る費用のうち 30 パーセント相当額(272,145 円)は、舞鶴市が負担する。

2 事件の概要

相手方が市道を歩行中、市の管理瑕疵により生じた道路橋の地覆破損箇所において、水路への転落を避けようとし、右脚を骨折した。

3 発生年月日

平成 28 年 11 月 25 日

4 発生場所

舞鶴市字引土地内

市道愛宕通線